

国立大学法人福岡教育大学監事に求める人材像

令和6年1月25日

経営協議会決定

国立大学法人法に基づき文部科学大臣が行う国立大学法人福岡教育大学（以下「本学」という。）の監事の任命に際して、文部科学省が求めるところにより、本学が次期候補者（以下「監事候補者」という。）を文部科学省に推薦するに当たり、透明性のあるプロセスによって選考を行うことを目的として、本協議会にて、本学における監事に求める人材像等を明確にした上で当該監事候補者の選考に係る審議を行うこととした。

これを踏まえ、本学監事に求める人材像について、下記のとおり定める。

記

求める人材像

国立大学法人である本学の監事監査は、意思決定システムをはじめとするガバナンス体制の整備・運営状況等、組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与するため、社会から求められる教育人材を養成し、地域の教育の発展に貢献することを法人の使命として行うものである。

このことから、本学の監事としての的確に業務を遂行していくには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 本学が担う役割と社会的な責務及び国立大学法人の特性を十分に理解し、業務を監査する職責にあるものとして、適切な監査に積極的に取り組む能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ⑥ 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。

※①～⑤：常勤監事が対象 ①～④、⑥：非常勤監事が対象